第2章 環境の状況

第1節

気候変動



1 二酸化炭素排出量の状況

地球温暖化の原因とされる温室効果ガス*の本市における令和2 (2020) 年度の総排出量は2,081千t- CO_2 であり、そのうち二酸化炭素の排出量は1,885千t- CO_2 と推計され、9割を占めています。市民一人当たりの二酸化炭素排出量は6.33t- CO_2 と推計されており、平成25 (2013) 年度と比較して、市民一人当たり15.1%減少しています。

部門別の排出量は、大きい順に運輸部門596千t-CO₂(平成25年比7.4%増)、民生家庭部門541千t-CO₂ (同22.8%減)、民生業務部門521千t-CO₂(同35.6%減)と推計されています。(図2-1、2-2、2-3)

なお、二酸化炭素排出量については、盛岡市気候変動対策実行計画で算定に用いた排出量の算定マニュアルに基づき算出しています。温室効果ガスの排出状況の詳細は、p. 94を参照ください。

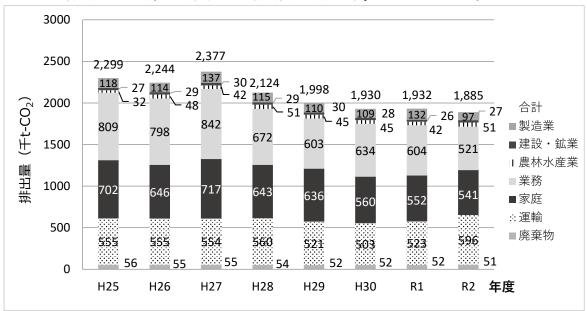


図 2-1 部門別二酸化炭素排出量(2013年~2020年)

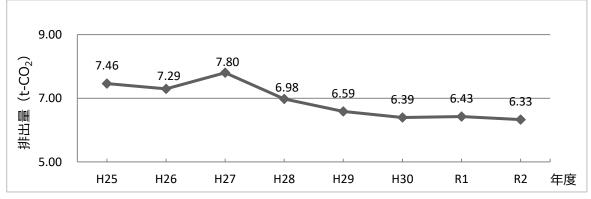


図 2-2 市民1人当たり二酸化炭素排出量(2013年~2020年)

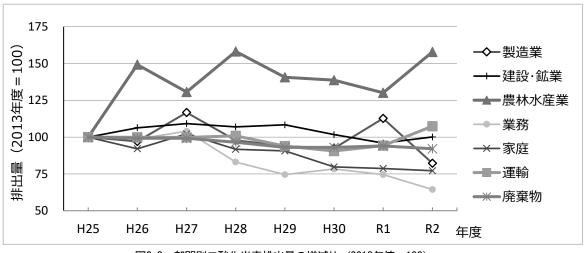


図2-3 部門別二酸化炭素排出量の増減比(2013年値=100)

2 気温の変化など

本市では、これまでに次のような気候変動が起きています。

1 気温(盛岡市)

大正13 (1924) 年から令和2 (2020) 年までの観 測データによると、本市の平均気温は100年あたり 1.8℃の割合で上昇しています。 (図2-4) また、最 高気温は10年ごとに、1年あたり夏日が約1.5日、 真夏日が約0.7日増加しています。最低気温につい ては、冬日や真冬日の日数に温暖化の影響が強く表 れており、10年ごとに、冬日は2.3日、真冬日は1.3 日減少しています。前年12月から2月の最低気温の 平均値は、平成27年 (2015) までの100年間で2.9℃ 上昇しています。

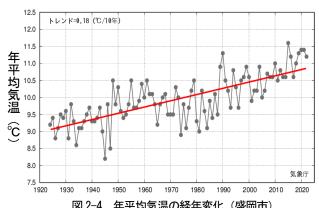


図 2-4 年平均気温の経年変化(盛岡市)

2 降水量

岩手県において、観測地点1地点あたりで1年間に観測される短時間強雨の回数も、長期的に増加傾向 が見られます。1時間あたりで30mmを超える降雨量の観測日数は10年ごとに2.1日増えています。(図2-5) このほか、本市における冬期の降水量(積雪量)について、最深積雪が5cm以上の日数が100年あたり23.9 日の割合で減少傾向にあるなど、様々な面で地球温暖化の影響がみられます。

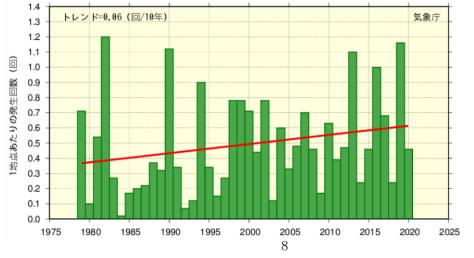


図 2-5 短時間強雨(30mm以上/ 時間) の年間発生回数

第2節

循環型社会



1 ごみ減量化への取組

循環型社会の形成を目指して令和8年度を目標年度とする「盛岡市一般廃棄物処理基本計画(平成29年3月改定)(令和4年3月中間見直し)」を策定し、ごみの減量・資源化を計画的に推進しています。この計画では、市民・事業者・市それぞれの役割と具体的な取組を定めて、「循環型社会」の実現を目指しています。

ごみ処理における資源化(資源集団回収^{*}による資源化を含む。)の状況は、図2-6~2-8のとおりで、令和4年度のリサイクル率は、15.4%でした。

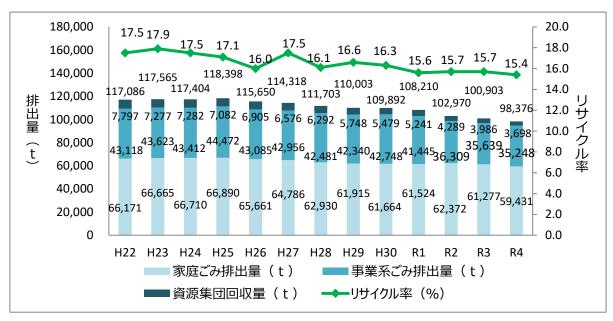


図 2-6 ごみ総排出量とリサイクル率の推移

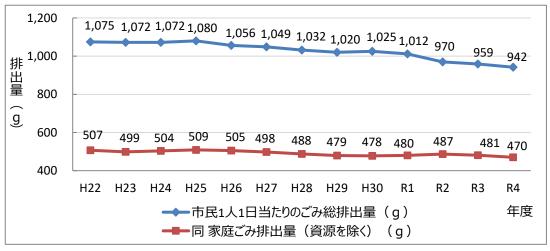


図 2-7 市民1人1日当たりのごみ排出量

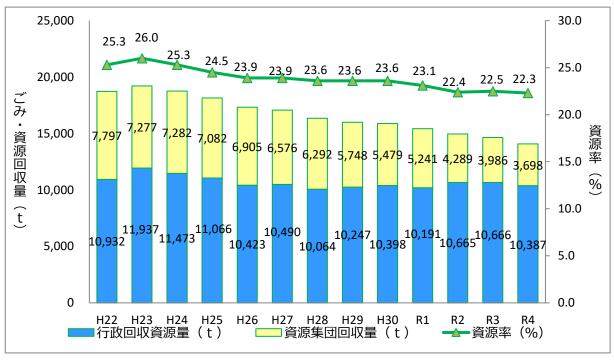


図 2-8 資源の量と資源率の推移

※家庭ごみ総排出量=家庭ごみ排出量+資源集団回収量 資源率=(行政回収資源量+資源集団回収量)/家庭ごみ総排出量

2 ごみ排出・処理の状況

本市のごみ処理については、合併する前の盛岡地域、都南地域、玉山地域の三つの地域に分け、表2-1のとおり行っています。

表2-1 地域別ごみ処理施設

	区分	施設	処理内容
		クリーンセンター	ごみの焼却処理
盛岡地域	₩ ₩	粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ、粗大ごみの処理
地域	盛岡市	資源ごみ分別施設	資源の分別処理
		埋立処分場	焼却残灰等の埋立処理
		ごみ焼却施設	ごみの焼却処理
都		不燃物処理資源化設備	燃やせないごみ、資源等の処理
都南地域	盛岡・紫波地区 環境施設組合	容器包装リサイクル推進施設	その他プラスチック製・紙製容器包装の選 別圧縮梱包処理
		リサイクルコンポストセンター	生ごみの堆肥化処理
		埋立処分場	焼却残灰等の埋立処理
		ごみ焼却施設	ごみの焼却処理
玉山地域	岩手・玉山環境組合	粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ、粗大ごみの処理
地域		リサイクルセンター	資源の分別処理
	盛岡市	埋立処分場	焼却残灰等の埋立処理

本市全体の令和 4 年度のごみ総排出量は98,376トン、1人1日当たりの総排出量は942 g となっています。ごみの排出状況とごみ処理の状況は、表2-2及び表2-3のとおりです。

表 2-2 ごみ排出量状況の推移

(単位: t)

	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ排	出量	114, 318	111, 703	110, 003	109, 892	108, 210	102, 970	100, 903	98, 376
	可燃ごみ	88, 178	86, 895	85, 584	84, 904	83, 912	79, 376	78, 216	76, 909
	不燃系ごみ	8, 274	7, 624	7, 599	8, 148	8, 013	8, 057	7, 464	6, 828
	資源ごみ	17, 866	17, 185	16, 820	16, 840	16, 285	15, 537	15, 222	14, 639
1人1 排出量	. 日当たり よ (g)	1, 049	1, 032	1, 020	1, 025	1, 012	970	959	942

注1 数値の四捨五入により、ごみ排出量と各ごみの量の計が一致しない場合があります。

表 2-3 ごみの処理状況の推移

(単位: t)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却処理	92, 898	91, 320	90, 219	90, 037	88, 968	84, 658	83, 254	81, 477
破砕・選別処理	14, 031	13, 549	13, 675	14, 342	14, 222	14, 563	13, 986	12, 899
堆肥化処理	1, 837	1, 715	1, 658	1, 611	1, 597	1, 522	1, 481	1, 386
埋立処理	12, 854	12, 578	12, 507	12, 894	12, 557	11, 658	11, 328	11, 116
委託処理(小型家								
電、乾電池、蛍光	127	125	119	121	48	119	124	123
管、廃タイヤ)								

注1 破砕・選別は中間処理であり、処理後は焼却処理、埋立処理又は資源化されています。

3 し尿等の処理の状況

し尿等の処理は、盛岡地域及び都南地域については盛岡地区衛生処理組合が、玉山地域については盛岡 北部行政事務組合がそれぞれ行っています。処理状況は、表2-4のとおりです。

表 2-4 し尿等処理状況の推移

(単位: kL)

	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
L	尿	22, 468	21, 565	20, 960	19, 130	18, 256	17, 791	16, 449	15, 816
浄化	化槽汚泥	8, 025	7, 913	7, 742	7, 917	8, 314	8, 536	8, 695	8, 335
合	計	30, 493	29, 478	28, 702	27, 047	26, 570	26, 327	25, 144	24, 151

第3節

自然環境



1 生態系

本市は、自然植生の水平分布からみると夏緑落葉広葉樹林帯*に属し、垂直分布からみると低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、変化に富んだものとなっており、多種多様な植生が分布しています。砂子沢の奥地にはヒノキアスナロ林やブナ林などの貴重な原生の自然環境が残っています。山地帯は主にスギやアカマツ・カラマツの植林地やコナラ群落などの二次林になっており、市街地の周辺は水田や畑地が広がっています。特定植物群落*として雫石川の沼沢地植生、簗川のケヤキ林、姫神山のダケカンバ低木林、薮川のカシワ林などがあげられます。天然記念物として、カキツバタやシダレカツラなどの貴重な植物群落や植物種が分布しています。また、姫神山から岩洞湖及び早坂高原の一帯は、県立自然公園区域となっています。

特定植物群落以外の貴重な群落や希少な種の生育地についても、適切な保全対策に努める必要があります。

また、野生生物では、丘陵・山間地でのイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの大型猛禽類や、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型ほ乳類などの生息が確認されるなど豊かな生態系が見られます。北上川や御所ダムなどはマガモやオオハクチョウなどの飛来地となっています。また、四十四田ダム周辺、下厨川の一帯、雫石川河川敷など、市街地及びその周辺部においても両生類・は虫類や各種の昆虫類の生息が確認されています。その一方で、近年、ニホンジカなど繁殖域が拡大している野生動物による農作物被害が増加しています。

本市には多様な自然環境が存在し、それらの環境に適合した多くの貴重な動植物の生息が確認されており、その生息環境の保全に努めることが必要です。

2 法令等による自然環境の保全に係る指定等

① 早池峰山周辺森林生態系保護地域の指定

貴重な原生林の保護域として、国有林野経営規程及び保護林設定要領に基づき、早池峰山周辺が森林生態系保護地域の指定を受けています。盛岡市域では、砂子沢・毛無森地域480.78ha(うち保存地区319.19ha、保全利用地区161.59ha)がこれに含まれています。

② 鳥獣保護区の設定

野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図るため、令和4年度末において鳥獣保護区、休猟区、特定猟 具使用禁止区域が表2-5のとおり設定されています。

表 2-5 鳥獣保護区等の状況

	鳥獣保護区	休猟区	特定猟具 使用禁止区域	備考
箇所数	13	0	7	
面積(ha)	10, 956	0	16, 086	一部隣接自治体を含む。

③ 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の指定

優れた自然環境や身近な自然環境の保全を図るため、令和4年度末において、岩手県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が表2-6のとおり指定されています。

表 2-6 自然環境保全地域等の状況

	箇所数	位置	面積(ha)
自然環境保全地域	1	区界高原	550(宮古市域分を含む。)
環境緑地保全地域	1	国道4号及び282号沿線の沿道の樹木林	22(滝沢市域分を含む。)

④ 県立自然公園の指定

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、令和4年度末において、岩手県立自然公園条例に基づき、県立自然公園が表2-7のとおり指定されています。

表 2-7 県立自然公園の状況

	公園名	面積(ha)
県立自然公園	外山早坂高原	9,333(岩泉町域分を含む。)

3 身近な緑や自然

① 公園・緑地の整備

快適で住みよい都市環境の形成を目指 し、街区公園をはじめ緑豊かな大規模な公 園の整備など、公園の整備・充実に努めて います。

令和4年度末現在で、484箇所の公園 等を開設し、1人当たりの公園面積12.76㎡ となっています。 (表2-8、図2-9)

なお、端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

表 2-8 開設公園等の状況

	種 別		数	面積(ha)
		幼児公園	280	9. 62
	A C T T T A A T E	児童公園	153	35. 52
基幹公園	住区基幹公園	近隣公園	10	19. 33
公園		地区公園	4	25. 24
		総合公園	5	86. 95
	都市基幹公園	運動公園	1	25. 40
7	大規模公園	広域公園	1	20. 35
楔	,殊公園	風致公園	4	84. 62
	都市緑地		23	12. 75
	緑 道		1	2. 19
	墓 園		1	39. 80
	広 場		1	0.60
	合 計		484	362.38

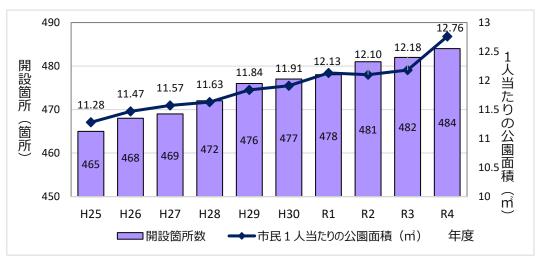


図2-9 開設公園等箇所数の推移

注 農村公園を含まない。

② 農村公園*・森林公園*の状況

農村公園・森林公園の令和4年度末までの開設状況は、表2-9のとおりです。

表 2-9 農村公園・森林公園の開設状況

種 別	数	面積(ha)
農村公園	6	1. 50
森林公園	2	149. 86

③ グリーンプロット*の設置

街かどの小緑地を創出するために、昭和51年から民間の協力も得ながらグリーンプロットの整備を実施 してきています。令和4年度末現在、市内には75箇所のグリーンプロットが設置されています。 (図2-10)

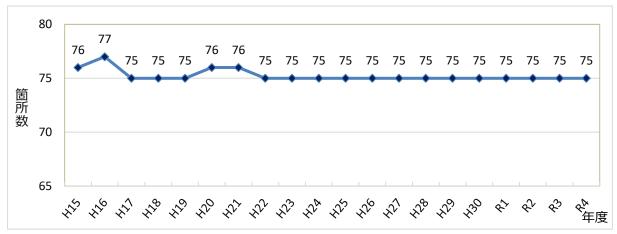


図2-10 グリーンプロット設置数の推移

④ 条例に基づく環境保護地区*等の指定

自然環境等の保全を図るため盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき、「環境保護地区」、「保護庭園」、「環境緑化地区^{**}」等を指定しています。(表2-10、2-11、2-12)

表 2-10 環境保護地区 (令和4年度末の状況)

名 称	面積(ha)	区域	指定年月日
蛇ノ島地区	5. 2	盛岡市上堂四丁目地内	昭和48. 2. 1
高松神社地区	1.2	" 高松三丁目地内	昭和48. 2. 1
天満宮地区	1.3	" 新庄地内	昭和48. 2. 1
安倍館地区	3. 9	" 安倍館町地内	昭和48. 2. 1
中津川地区	22. 0	水道橋下流端から北上川合流点まで	昭和48. 2. 1
三馬橋地区	9.8	盛岡市箱清水一丁目・二丁目地内	昭和48. 2. 1
愛宕山地区	8. 1	" 愛宕町、山岸一丁目、愛宕下地内	昭和48. 2. 1
妙泉寺地区	9. 5	" 加賀野字桜山地内	昭和48. 2. 1
二ツ森地区	38. 2	" 浅岸字二ツ森地内	昭和48. 2. 1
北山寺院群地区	19. 7	" 北山一丁目・二丁目、名須川町、愛宕町地内	昭和48. 2. 1
寺ノ下寺院群地区	3. 5	" 大慈寺町地内	昭和48. 2. 1
永祥院地区	0.8	" 材木町地内	昭和49. 2. 1
川留稲荷地区	0.3	" 加賀野一丁目地内	昭和49. 2. 1
稲荷神社地区	0.3	" 稲荷町地内	昭和49. 2. 1
下米内地区	16. 0	" 下米内字寺並地内	昭和49. 2. 1
円光寺地区	0.8	" 南大通三丁目地内	昭和49.12.23
大宮神社地区	0.4	" 本宮字大宮地内	昭和49. 12. 23
外山岸地区	16. 1	" 三ツ割字洞清水、山岸字庚申下地内	昭和50.3.1
蝶ケ森地区	18.6	" 東安庭字蝶ケ森、門字蝶ケ森・真立地内	昭和50.3.1
合計(19箇所)	175. 7		

表 2-11 保護庭園 (令和4年度末の状況)

名 称	面積(m²)	所 在 地	指定年月日
賜松園	1, 200	盛岡市南大通一丁目7番3号	昭和47.11.25
老梅園	1, 400	〃 大慈寺町7番18号	昭和47.11.25
	2,000	″ 長田町19番1号	昭和47.11.25
小泉邸	500	″ 馬場町 5 番30号	昭和48. 2. 1
7田邸	4, 708	〃 前九年一丁目4番14号	昭和49. 2. 1
一ノ倉邸	8,600	" 安倍館町19番64号	昭和49. 2. 1
南昌荘	2, 300	" 清水町13番46号	平成12. 5.16
合計(7箇所)	20, 708		

表 2-12 環境緑化地区 (令和4年度末の状況)

X - I - ANNIOLE	(11111 - 11201	- 7 (7 (2)	
名 称	面積(ha)	区域	指定年月日
つつじが丘団地	12.5	盛岡市つつじが丘地内	昭和48. 2. 1
岩脇緑が丘団地	3. 5	" 岩脇町地内	昭和48. 2. 1
松園団地	215. 0	# 松園一丁目・二丁目・三丁目, 東松園一丁目・二丁目・二丁目・三丁目・四丁目, 西松園一丁目・二丁目・三丁目・四丁目地内	昭和50.10.8
合計 (3箇所)	231. 0		

4 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画(生物多様性地域戦略)

分野横断的施策2:地域「魅力あるまちづくり」、環境分野の施策 基本方針1「各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり」、基本方針4「生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成」の実現のため、令和3年3月に盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画(生物多様性地域戦略)を策定しました。計画における基本方針及び各施策は次のとおりです。

基本方針 1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】 施 策

- (1) 環境保護地区等の保全
- (2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全
- (3) 自然・生物に関する情報の整備(希少種の把握と生息区域の保護)
- (4) 特定外来生物·有害鳥獣防除対策

基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】

施策

- (1) 自然とのふれあいの場の確保
- (2) 環境学習の充実
- (3) 市民等との協働活動

基本方針3 歴史的環境の保全

施策

- (1) 保護庭園・保存建造物の保全
- (2) 旧町名の保存

生活環境



1 大気、水質、騒音・振動、悪臭等の状況

(1) 大気環境の状況

① 大気汚染の監視体制

大気汚染の状況について、一般環境 大気測定局1局(右図①:津志田局)、 自動車排出ガス測定局1局(右図②: 上田局)の計2局で常時監視を行って います。(図2-11、表2-13)

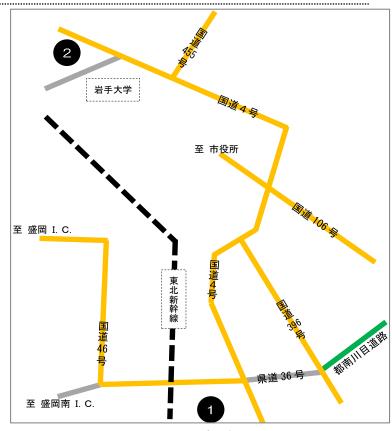


図 2-11 測定地点位置図

表 2-13 測定地点と測定項目

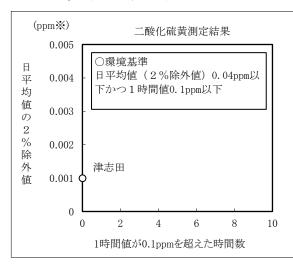
測定地点			測定項目							
				常	時監視項	目			その他	也項目
種別	地点名	二酸化硫黄	*室素酸化物	*浮遊粒子状物質	一酸化炭素	**光化学オキシダント	*微小粒子状物質	風向風速	**有害大気汚染物質	※ダイオキシン類
一般環境大気測定局	①津志田局	0	0	0		0	0	0	0	0
自動車排出ガス測定局	②上田局		0	0	0		0			

備考 ダイオキシン類については、平成19年度までは岩手県が測定しています。

② 大気環境の状況

ア 二酸化硫黄(SO2)

二酸化硫黄は、重油や石炭の中に含まれている硫黄が燃えてできる物質です。濃度が高くなると、呼吸器系の疾患の原因となったり、農作物や植物の葉を枯らしたりします。主な発生源は、工場やビルの排煙です。令和4年度は津志田局において環境基準*(0.04ppm*以下)を達成しており、良好な状況にあります。(図2-12、2-13)



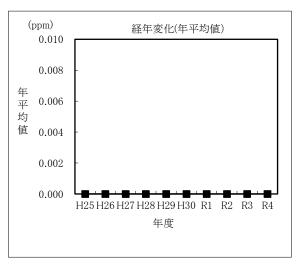
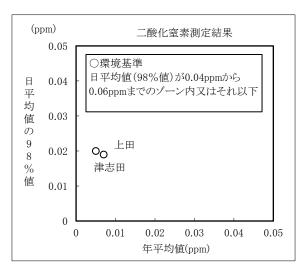


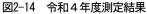
図2-12 令和4年度測定結果

図2-13 経年変化

イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、物が燃えることにより発生する物質で、工場、自動車、ビルや家庭の暖房などから排出され、濃度が高くなると、呼吸器系の疾患の原因となります。令和4年度においては、いずれの測定局においても環境基準を達成しており、良好な状況にあります。(図2-14、2-15)





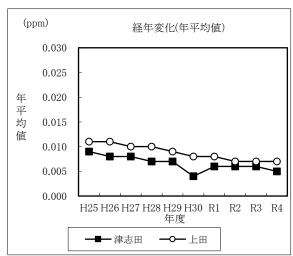
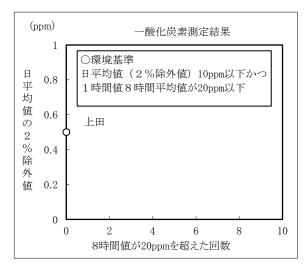


図2-15 経年変化

ウ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、炭素を含む物質が不完全燃焼したときに発生する物質で、その発生源のほとんどが自動車です。体内の血液中のヘモグロビンと結び付いて酸素の供給能力を阻害し、中枢神経に影響を及ぼすおそれがあります。令和4年度は、上田局において環境基準(10ppm以下)を達成しており、良好な状況にあります。(図2-16、2-17)



(ppm) 経年変化(年平均値)
1.0
0.8
年 0.6
平 0.6
中 0.2
0.0
H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4
年度

図2-16 令和4年度測定結果

図2-17 経年変化

エ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、窒素酸化物(NO_X)や炭化水素等が大気中で太陽の紫外線により光化学反応して発生する酸化力の強いガスの総称です。主な成分はオゾン(O_3)*が全体の約80%を占めており、濃度が高くなると目がチカチカして痛くなったり、ひどいときには呼吸困難になったりします。

令和4年度においては、環境基準 (1時間値0.06ppm) を168時間超過し、最高濃度は0.087ppmに達しましたが、注意報 (1時間値0.12ppm) が発令されるまでには至りませんでした。 (図2-18)

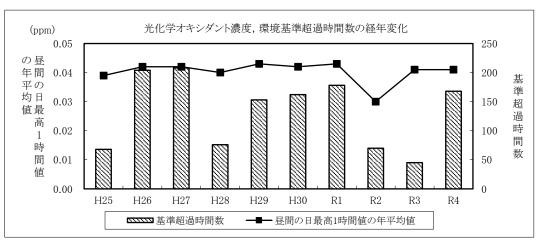
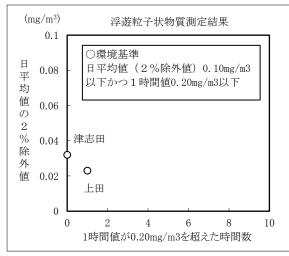


図2-18 経年変化

オ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu m$ ($1\mu m$ は100万分の1m)以下の小さい粒子状物質のことで、自動車の排出ガスや道路のほこりの巻き上げ、工場の煙などに含まれています。これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患の原因となります。令和4年度には、

上田局において、環境基準(短期基準)を達成しませんでした。外的要因により一時的に環境基準を超過したものと推察されます。(図2-19、2-20)



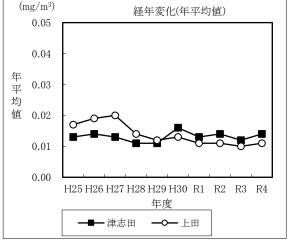


図2-19 令和4年度測定結果

図2-20 経年変化

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、空気中を浮遊する粒子状物質のうち粒径が $2.5 \mu m$ 以下の小さな粒子をいい、肺の奥深くまで達しやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準(1年平均値が $15 \mu g/m³$ 以下で、かつ、1日平均値が $35 \mu g/m³$ 以下)が設定されたことを受け、市では、平成23年3月に監視体制を整備しました。

令和4年度は、津志田局で1年平均値が7.6 μ g/m³、1日平均値の年間98%値が19.2 μ g/m³、上田局で1年平均値が9.8 μ g/m³、1日平均値の年間98%値が21.0 μ g/m³となり、両局で環境基準を達成しました。(図2-21、2-22)

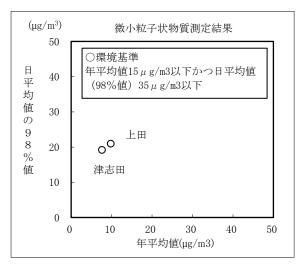


図 2-21 令和4年度測定結果

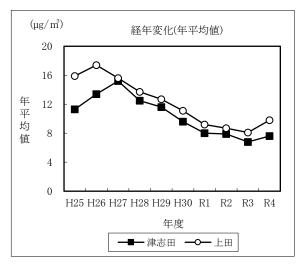


図 2-22 経年変化

キ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となる物質の総称で、現在248物質がこれに該当する可能性があるとされており、このうち23物質が特に優先して対策に取り組むべき物質(優先取組物質)となっています。

令和4年度は、優先取組物質のうち測定が困難である六価クロムを除いた22物質^{注1}について調査を行いました。環境基準又は指針値が定められている13物質については、すべて環境基準又は指針値を下回っています。 (表2-14)

表2-14 測定結果

No	物質名	単位	年平均値	環境基準	準等	No	物質名	単位	年平均値	環境	基準等
1	アクリロニトリル	$\mu g/\text{m}^3$	0.009	2 (指)針値)	12	トリクロロエチレン	$\mu g/\text{m}^3$	0.092	130	
2	アセトアルデヒド	$\mu g/\text{m}^3$	1. 4	120 (指)針値)	13	トルエン	$\mu g/\text{m}^3$	1.6	_	
3	塩化ビニルモノマー	μg/m³	0.004	10(指	針値)	14	ニッケル化合物	ng/m³	1. 1	25	(指針値)
4	塩化メチル	μg/m³	1.3	94(指	針値)	15	ヒ素及びその化合物	ng/m³	0.63	6	(指針値)
5	クロム及びその化合物注2	ng/m³	0. 67	-		16	1,3-ブタジエン	$\mu g/\text{m}^3$	0.044	2.5	(指針値)
6	クロロホルム	μg/m³	0. 15	18(指	針値)	17	ベリリウム及びその化合物	ng/m³	0.004	=	
7	酸化エチレン	μg/m³	0.038	-		18	ベンゼン	$\mu g/\text{m}^3$	0. 48	3	
8	1,2-ジクロロエタン	μg/m³	0.070	1.6 (指	針値)	19	ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	0.046	_	
9	ジクロロメタン	μg/m³	0. 61	150		20	ホルムアルデヒド	$\mu g/\text{m}^3$	1. 4	=	
10	水銀及びその化合物	ng/m³	1.6	40(指)針値)	21	マンガン及びその化合物	ng/m³	7. 4	140	(指針値)
11	テトラクロロエチレン	$\mu g/\text{m}^3$	0.012	200							

注1 優先取組物質のひとつである「ダイオキシン類」については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき測定を実施しています。 注2 優先取組物質は「クロム及び三価クロム化合物」、「六価クロム」とされていますが、現時点では測定が困難であるため、 当面、「クロム及びその化合物」を測定することとされています。

ク ダイオキシン類

有機塩素系化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物焼却炉などで非意図的に生成される物質です。動物実験ではガンや奇形、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されていますが、人の健康にどのような影響があるかについては研究が進められています。令和4年度は、環境基準を達成し、良好な状況にあります。 (表2-15)

表2-15 ダイオキシン類測定結果(年平均値)

測定項目	単位	津志田	環境基準
ダイオキシン類(大気)	pg-TEQ/m³¾	0. 015	0.6 以下

ケ アスベスト*

石綿とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、建築資材、電気製品、自動車、家庭用品等様々な用途に使用されてきました。空気中に飛散したアスベストを吸入すると、肺がんや悪性中皮種等の病気を引き起こす恐れがあると言われています。大気中のアスベストの基準はありませんが、アスベストを扱う工場の敷地境界での規制基準は、1リットル中10本以下とされています。令和4年度の大気中のアスベスト濃度の平均は0.14本/Lでした。 (表2-16)

表2-16 アスベスト測定結果 (年平均値)

測定項目	単位	茶畑(幹線道路沿線)	加賀野(住宅地域)
アスベスト (大気)	本/L	0. 12	0. 16

コ酸性雨

雨は、ごく自然の状態でも大気中の二酸化炭素などが溶けて、やや酸性 (pH*5.6~7.0程度) を示しま すが、それより酸性の強い雨や雪 (pH5.6以下)を酸性雨と呼びます。酸性雨は、石炭や石油の燃焼など によって発生する硫黄酸化物※や窒素酸化物が雨に溶けて地上に降ってくる現象です。自動車の排出ガス や工場、発電所での石油の燃焼が原因として挙げられます。

酸性雨の原因となる硫黄酸化物、窒素酸化物は、気流によって遠くまで移動するため、広範囲で土壌、 植生、水域などに影響を及ぼします。欧米では、森林が枯れたり、湖が酸性化して魚がすめなくなった り、石造りの建造物が溶けるといった大きな被害が生じています。

本市では、地域の特性をふまえて、酸性雪の調査を行っています。令和4年度は、令和5年1月16日 から2月12日にかけて測定を実施し、測定した地点でのpHの平均は6.06でした。(図2-23)

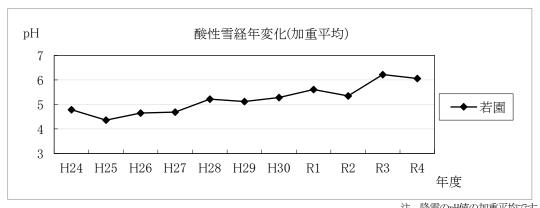


図2-23 酸性雪の経年変化

注 降雪のpH値の加重平均です。

(2) 水環境の状況

① 公共用水域の状況

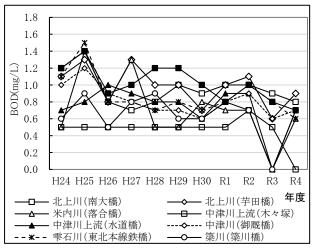
ア河川

盛岡市域でAA類型又はA類型(資料編:p.126参照)に指定されている主要河川7河川(北上川、中 津川、雫石川、簗川、米内川、乙部川、諸葛川)と、類型指定のない都市河川17河川について水質調査 を行っています。

調査の結果、人の健康の保護に関する環境基準「健康項目」(資料編:p.125参照)については、すべ ての測定地点において、それぞれの環境基準を達成しています。

生活環境の保全に関する環境基準「生活環境項目」(資料編:p.126参照) については、河川における 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)*でみると、類型指定のある主要河 川では、木々塚で6月に、芋田橋で4月、3月に環境基準の超過がありました。(図2-24)。BOD以 外の項目では、令和4年度から環境基準が設定された大腸菌数**の項目において、基準の厳しいAA類型の 木々塚で4月から11月に、芋田橋で毎月の測定で環境基準を超過しました。また、同項目でA類型の乙部 橋で7月、簗川橋で8月に1回の基準超過がありました。

類型指定のない都市河川では、BOD年平均値が極端に高い数値の地点はなく、全体的にほぼ横ばい に推移しており、おおむね良好でした。(図2-25、2-26)



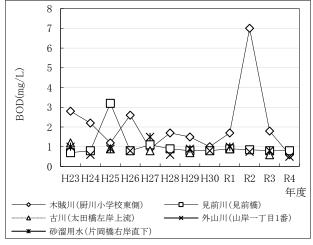


図 2-24 主要河川の水質(BOD75%値^{※)}の経年変化

図 2-25 主な中小河川の水質の経年変化

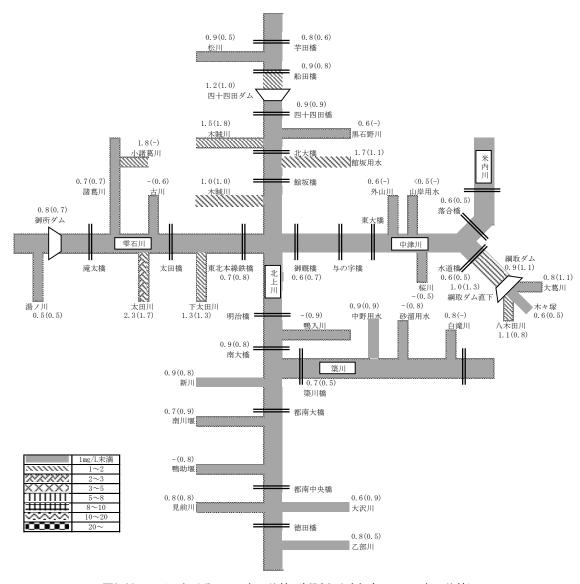


図2-26 河川におけるBOD年平均値(括弧内は昨年度のBOD年平均値)

イ 湖沼・池

綱取ダム及び御所ダム貯水池は毎月、岩洞ダムは年4回(6月から9月)、高松の池は年2回(8月、11月)水質調査を行っています。

(ア) 綱取ダム

中津川上流に位置する綱取ダムは、総貯水量1,500万㎡で、主に治水かんがい等に利用されており、環境基準の湖沼A類型のほか全リンⅢ類型(資料編:p.127参照)に指定されています。

湖沼における有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD(化学的酸素要求量)*でみると、綱取ダムの環境基準地点で環境基準(3mg/L以下)を達成しています。また、全リンでも環境基準(0.03mg/L以下)を達成しています。(図2-27)

(イ) 御所ダム貯水池

零石川中流に位置する御所ダム貯水池は、総貯水量 6,500万㎡で主に治水かんがい等に利用されており、 平成12年3月に環境基準の湖沼A類型のほか全リンⅡ 類型(資料編:p.127参照)に指定されました。

CODでみると、御所ダムの環境基準地点で環境基準 (3mg/L以下)を達成しています。また、全リンでも、環境基準 (0.01mg/L以下)を達成しています。 (図2-28)

(ウ) 岩洞ダム

北上川水系丹藤川上流に位置する岩洞ダムは、総 貯水量6,560万㎡で発電及びかんがいに利用され ており、環境基準の湖沼A類型に指定されてい ます。

CODでみると、岩洞ダムの環境基準地点で 環境基準 (3mg/L以下) を達成しています。 (図2-29)

(エ) 高松の池

公共用水域における水質汚濁の監視を図る一環として、高松の池における水質状況を、流入地点、湖央地点、流出地点の3地点で調査しています。

COD年平均値の経年変化でみると、平成28年度に流入地点で高くなりましたが、おおむね横ばいで推移しています。CODが高くなる原因として、気温が高く雨の降らない日が続き、植物プランクトンが多く発生したことが影響していると考えられます。

(図2-30) なお、高松の池には、環境基準の類型は 指定されていません。

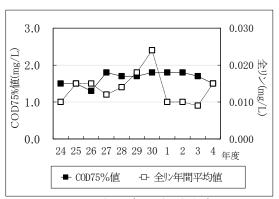


図 2-27 綱取ダムの水質経年変化

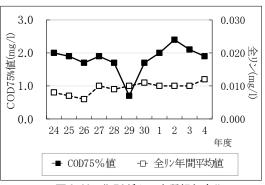


図 2-28 御所ダムの水質経年変化

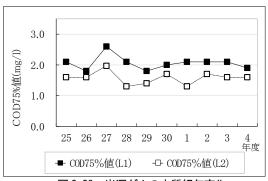


図 2-29 岩洞ダムの水質経年変化

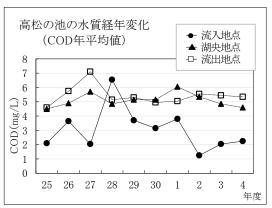


図 2-30 高松の池の水質経年変化

② 地下水の状況

工場・事業所の井戸又は直近の井戸を優先的に選定し、地域の全体的な地下水の状況を把握するための「概況調査」を11地域の井戸で実施しました。「概況調査」においては環境基準の超過はありませんでした。

また、昨年度までの調査で汚染が判明した井戸の継続監視を目的とする「定期モニタリング調査」を13本の井戸で実施したところ、2本の井戸でヒ素が環境基準を超過しました。また、一定以上の有害物質が検出された井戸の周辺調査を5本の井戸で実施したところ、1本の井戸でヒ素が環境基準を超過しました。

汚染井戸の所有者に対しては、井戸水の直接飲用を控えることなどを指導しています。

③ ダイオキシン類モニタリング調査結果

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌についてダイオキシン類のモニタリング調査を実施しており、調査結果は次のとおりとなっています。すべての調査項目において環境基準値を達成しています。 (表2-17、2-18、2-19)

表2-17 公共用水域調査結果

測定地点	水質 (pg-TEQ/L [※])	底質 (pg-TEQ/g)					
【環境基準値】	1	150					
中津川 水道橋	0. 034	0. 15					
米内川 落合橋	0. 034	0. 16					
諸葛川 諸葛橋	0.063	0. 55					
乙部川 乙部橋	0. 039	0. 23					

表2-18 地下水調査結果

測定地点	水質 (pg-TEQ/L)
【環境基準値】	1
浅岸	0. 034

表2-19 土壌調査結果

測定地点	土壌 (pg-TEQ/L)	備考
【環境基準値】	1000	
上米内	0. 62	一般環境

④ 水質異常事故等

河川など公共用水域における水質異常事故件数は22件で、うち油流出事故件数は19件となっています。 (表2-20)

主な事故原因は、ホームタンクの灯油や交通事故によりエンジンオイル等が流出したことによるものです。

表2-20 水質異常事故件数及び油流出事故件数

	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水質	質異常事故件数	30	38	37	30	22
	うち油流出事故	25	34	30	28	19

(3) 騒音・振動の状況

① 一般環境騒音

市内の一般地域における騒音の実態とその推移を把握するため、15地点で騒音測定を行いました。全測 定地点において昼間・夜間の全時間帯で環境基準(資料編: p. 129参照)を達成しました。 (表2-21、2-22、 図2-31、2-32)

表2-21 地域類型別環境基準達成状況 (地域類型は資料編p. 129参照)

地域類型	用途地域	測定 地点数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
	第1種低層住居専用地域	3	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
A 米石井川	第1種中高層住居専用地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
A類型	第2種中高層住居専用地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	A類型全体	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第1種住居地域	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
B類型	第2種住居地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	B類型全体	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	近隣商業地域	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
CANTIL	商業地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
C類型	工業地域	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	C類型全体	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	全体	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

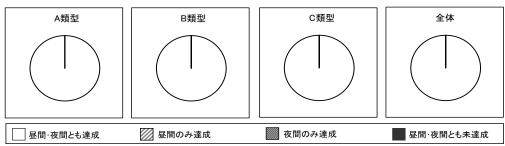


図 2-31 地域類型別(全体)環境基準達成状況

表2-22 年度別環境基準達成状況(各年度の測定地点・箇所数は一定ではありません)

年度	対象地域	測定 地点数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
平成30年度	全域	15	11 (73. 3%)	4 (26. 7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和元年度	全域	15	14 (93. 3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
令和2年度	全域	15	14 (93. 3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
令和3年度	全域	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和4年度	全域	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

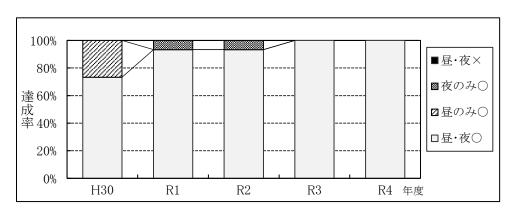


図 2-32 一般環境騒音 環境基準達成状況経年変化

② 自動車交通騒音

市内の道路に面する地域における騒音の実態とその推移を把握するため、主要道路沿線19地点で騒音測 定を行いました。

騒音測定地点においては、昼間・夜間の全時間帯で環境基準を達成したのは14地点でした。また、夜間のみ環境基準を達成したのは2地点、全時間帯で環境基準を超過した地点は3地点でした。 (表2-23、2-24、2-25、図2-33)

3日間の測定結果によって評価を行う要請限度**(資料編: p. 130参照)との比較では、すべての地点において、昼間・夜間の全時間帯で要請限度を達成しました。(表2-26、2-27)

また、市内の主要幹線道路について、道路交通センサスの調査路線と4車線以上の市道をあわせ合計53 路線(141区間)を自動車騒音常時監視の面的評価**対象区間とし、5ヵ年の実施計画を策定しています。

令和4年度は14路線30区間を対象に面的評価を実施しました。

面的評価による環境基準達成状況は、全5,438評価対象住居等戸数中、昼間・夜間の全時間帯で環境基準を達成したのは5,200戸(95.6%)、昼間のみ達成が52戸(1.0%)、夜間のみ達成が22戸(0.4%)、昼夜とも環境基準を上回ったのは164戸(3.0%)でした。(表2-28)

表2-23 地域類型別環境基準達成状況(騒音測定地点における状況)

地域類型	測定 地点数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
特例(注)	19	14 (73. 7%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)
全体	19	14 (73. 7%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)

注 特例-幹線交通を担う道路に近接する空間

表2-24 道路種類別環境基準達成状況(騒音測定地点における状況)

道路の種類	測定 地点数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
国道(4号線)	4	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)
国道(4号線以外)	4	3 (75.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
県道	6	5 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
市道(4 車線)	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市道(2車線)	0	_	_	-	-
全体	19	14 (73.7%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)

表2-25 年度別環境基準達成状況推移(騒音測定地点における状況)

年度	測定 地点数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
平成30年度	19	12 (63.2%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)
令和元年度	19	15 (78.9%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)
令和2年度	19	17 (89. 5%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)
令和3年度	19	12 (63.2%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)
令和4年度	19	14 (73. 7%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)

(各年度の測定地点は一定ではありません。)

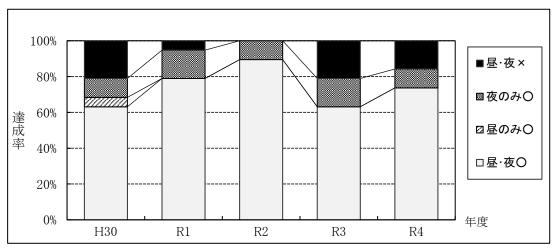


図2-33 自動車交通騒音 環境基準達成状況経年変化

表2-26 要請限度達成状況(騒音測定地点における状況)

年度	測定	昼間・夜間とも	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜間とも	
	地点数	達成	達成	達成	未達成	
令和4年度	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	

表2-27 道路種類別要請限度達成状況(騒音測定地点における状況)

道路の種類	測定 地点数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
国道(4号線)	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
国道(4号線以外)	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
県道	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市道(4 車線)	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市道(2車線)	0	_	_	_	_
全体	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表2-28 面的評価による環境基準達成状況

地域類型	評価対象 住居等戸数	昼間・夜間とも 達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間・夜間とも 未達成
近接空間**	2, 133	1, 934 (90. 7%)	52 (2.4%)	1 (0.0%)	146 (6.8%)
非近接空間**のうちA類型	802	769 (95. 9%)	0 (0.0%)	18 (2.2%)	15 (1.9%)
非近接空間のうちB・C類型	2, 485	2, 479 (99. 8%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)
非近接空間のうち類型なし	18	18 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全体	5, 438	5, 200 (95.6%)	52 (1.0%)	22 (0.4%)	164 (3.0%)

③ 道路交通振動

市内の道路に面する地域における振動の実態とその推移を把握するため、主要道路沿線19地点で振動測 定を行いました。

その結果、すべての地点で道路交通振動の限度(資料編: p. 131参照)を下回りました。(図2-34)

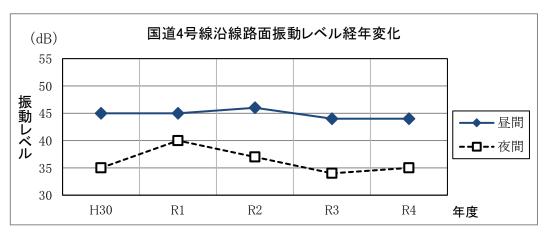


図2-34 年度別振動測定状況

(各年度の測定地点は一定ではありません)

④ 高速自動車道騒音

高速道沿線における騒音の実態とその推移を把握するため、東北自動車道沿線6地点で騒音測定を行いました。その結果、すべての測定地点(6地点)で昼間・夜間の全時間帯における環境基準を達成しました。(表2-29、2-30)

3日間の測定結果によって評価を行う要請限度との比較においては、すべての地点で限度を下回りました。なお、測定を実施した6地点中5地点については、用途地域が指定されていない市街化調整区域のため、環境基準の地域類型の当てはめがありませんが、参考までに「B類型(住居・準住居地域)」の基準で達成状況を評価しています。

表2-29 地域類型別環境基準達成状況

地域類型	測定 地点数	昼間·夜間 とも達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間·夜間 とも未達成		
C類型	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
その他	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
全体	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		

表2-30 年度別環境基準達成状況

年度	測定 地点数	昼間·夜間 とも達成	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼間·夜間 とも未達成	
平成30年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
令和元年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
令和2年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
令和3年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
令和4年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	

⑤ 新幹線鉄道騒音·振動

新幹線沿線における騒音・振動の実態とその推移を把握するため、盛岡駅以北2地点、盛岡駅以南3地 点の計5地点で騒音・振動測定を行いました。 (表2-31、2-32)

〈騒音〉 すべての地点で環境基準を達成しました。

〈振動〉 すべての地点で新幹線鉄道振動対策指針に定められた限度(資料編: p. 131参照)を下回りまし

表2-31 類型別環境基準達成状況

	測字		振動			
類型	測定 地点数	25m・50m とも達成	25mのみ 達成	50mのみ 達成	25m・50m とも未達成	達成
I	3	3 (100.0%)	-	-	-	3 (100.0%)
П	2	2 (100.0%)	_	_	_	2 (100.0%)
全体	5	5 (100.0%)	-	-	-	5 (100.0%)

表2-32 年度別環境基準達成状況

	測定		振動			
年度	地点数	25m・50m とも達成	25mのみ 達成	50mのみ 達成	25m・50m とも未達成	達成
平成30年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
平成元年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和2年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和3年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和4年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)

(4) 悪臭の状況

令和4年度に発生した悪臭苦情件数は14件で、公害に関する苦情件数のうちの26%となっています。発 生源が「会社・事業所」の苦情の内訳は、建設業1件、製造業2件、不動産業1件、飲食店、宿泊業3件 でした。

2 公害苦情の状況

① 公害苦情の状況

令和4年度の新規受付公害苦情件数は53件で、令 表2-33 年度別苦情件数 和3年度の75件と比べて22件減少しています。

最も多いものは、騒音に関するもので20件の苦情 (前年比16件減) が寄せられていますが、その原因 は事業活動や人の生活に起因するものなど多岐に渡 ります。そのほかの公害苦情については、大気汚染 10件(同6件減)、水質汚濁0件(増減なし)、振 動5件(同3件増)、悪臭14件(同7件減)、その 他4件(同4件増)となっています。(表2-33、図 2-35)

公害の種類	H30	R1	R2	R3	R4
大気汚染	8	7	17	16	10
水質汚濁	1	5	3	0	0
騒音	24	31	41	36	20
振 動	0	0	0	2	5
悪臭	11	13	19	21	14
その他	0	1	0	0	4
合 計	44	57	80	75	53

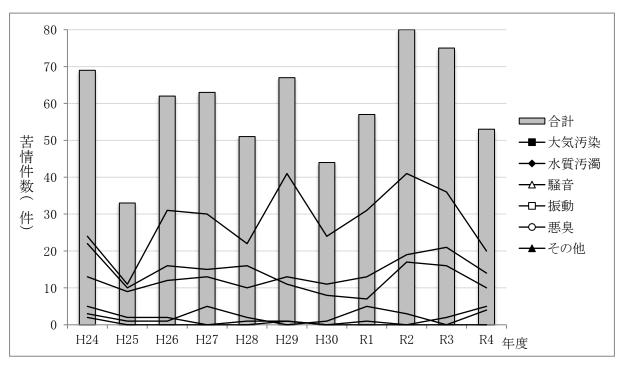


図2-35 公害苦情の年度推移

② 公害苦情の解決には

公害苦情の解決には、発生源者の理解と協力が必要です。事業活動や作業に伴う苦情のほとんどは、作業方法の改善や時間帯の変更・短縮などにより解決されます。発生源者が周囲の環境に対する配慮を心掛けることが重要です。

また、生活環境に起因する騒音・悪臭などの住民同士のトラブルも少なくありません。原因の多くは都市化の進行や生活様式の多様化などであり、避けられない一面を持っていますが、アパートでは隣(上下)部屋の音について夜間などに大きな音を出さないように注意したり、戸建て住宅では換気扇からの臭いやボイラー音について換気扇の向きを変えたり防音壁をつけるなど、日常生活の中で隣人への心配りをすることで事前にさけられるトラブルが多いのも事実です。

私たちの日常生活で、身近なトラブルが起こった場合は、当事者同士で納得のいくように十分話し合う ことも大切です。

3 公害防止協定の締結状況

公害の未然防止や公害が発生した場合の対策に取り組む姿勢について、事業場などと公害防止協定として締結しています。

令和4年度末での公害防止協定の締結状況は、表2-34のとおりとなっています。

表 2-34 公害協定締結状況

内容	水	大	騒	振	悪	土	地盤沈下	ダイオキシン	廃棄	交通安全	公共安全	環境緑化	森林保全	防	放射	道路清掃
事業所名 (施設名)	質	気	音	動	臭	壌	沈下	イキシン	物	安全	安全	緑化	保全	災	能	清掃
盛岡セイコー工業㈱	0															
㈱森孵卵場	0				0				0							
東北紙器㈱	0															
㈱東亜電化	0								0			0				
盛岡手づくり村 (注)	0															
横河電子機器㈱	0															
日本アイソトープ協会 (RMC)															0	
全国農業協同組合連合会	0								0			0				
盛岡カントリークラブ	0															
盛岡ハイランドカントリークラブ	0															
みどりゴルフ場	0															
㈱東北油化	0	0							0							
岩手中央砕石(株)、(株)石名坂、 北日本砕石工業(株)		0	0								0					0
日本オイルターミナル(株)	0		0		0				0	0				0		
(有都南商事	\circ				\circ				\circ							
㈱盛岡清掃センター		\circ														
㈱開運興業	\circ	\circ	0		0											
盛岡中央工業団地協同組合	0	0	0	0	\circ				0							
樋下建設(株)	0								0					\circ		
㈱山與	0	0	0	0						0	0	0	0			
㈱環境整備	0	0	0	0	0	0	0	0								
㈱伊藤組	0	0	0	0	0	0	0		0			0				
侑岩手ファーム	0				0				0			0				
エコ・パワー(株)	0	0	0	0	0	0			0	0			0			0
	0	0	0	0	0	0			0	0			0			0
㈱玉山メガニッコウ	0	0	0	0	0	0			0	0			0			0

注 盛岡手づくり村は、公害防止管理要領です。

4 文化財指定等の状況

幾多の先人たちによって育まれ、綿々と受け継がれてきた盛岡のさまざまな文化や文化財を保存・継承 し、活用するために、法及び条例による指定等の措置を講じています。

令和4年度末件数は、表2-35のとおりです。

表 2-35 指定等文化財件数 (令和4年度末の状況)

(単位:件)

指定別種 別	国指定	国登録	国選択	国認定(重要美術品)	岩毛県指定 盛岡市指定		計
有形文化財	17	3	0	4	42	89	155
無形文化財	0	0	0	_	1	1	2
民俗文化財	1	0	1	_	11	69	82
記念物	7	2	0	_	11	24	44
合 計	25	5	1	4	65	183	283

注1 重要美術品は、旧法により文部省から認定された美術品です。

5 保存建造物の指定と旧町名の由来板

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している保存建造物は、材木町裏石組(盛岡市材木町地内)の1件です。これまで保存建造物として指定していた23件の建造物のうち、国指定重要文化財と景観法に基づく景観重要建造物の指定が重複していた22件について、令和元年度中に保存建造物の指定を解除しました。

また、藩政時代の名残をとどめる旧町名の歴史や文化伝承のため、市内27箇所に50町名分の由来を記した説明板を設置しています。

注2 地域を特定しないで指定している文化財は除きます。